**個人情報ファイル簿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 運転者管理ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 群馬県警察本部長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 交通部運転免許課（運転免許センター等） | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 運転免許証の交付及び返納、特定免許情報の記録、免許情報記録の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。 | |
| 記録項目 | １氏名、２生年月日、３性別、４本（国）籍、５住所、６免許証番号、７有効期間の末日、８交付年月日、９照会番号、10免許年月日、11免許の種類、12免許の条件等、13限定解除年月日（５ｔ限定）、14最新併記年月日、15特例免種状態、16若年運転者期間、17普通経験日数、18違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19事案点数、20累積点数、21違反名、22違反車両、23路線名、24事故内容、25事案名、26処分年月日時、27手配年月日、28処分公安委員会、29手配公安委員会、30登録公安委員会、31手配番号、32処分種別、33処分番号、34処分日数、35処分短縮日数、36処分免種、37若年特例取消免種、38取消等該当関連情報登録年月日、39取消等該当関連情報登録番号、40取消等該当関連情報登録事案名、41違反者講習済年月日、42運転練習の方法、43氏名等修正年月日、44住所変更年月日、45再交付年月日、46最終違反年月日、47最終事故年月日、48最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49事件番号、50講習区分、51満了日直前の誕生日、52有効期間区分、53初心期間終了年月日、54初心講習済年月日、55再試験合格年月日、56若年運転者講習済年月日、57取消処分者等区分、58取消処分者講習受講年月日、59講習場所、60講習番号、61初心取消年月日、62初心取消理由、63再試験番号、64初回更新者区分、65特定失効等区分、66更新申請県、67命令種別、68指定場所、69指定等年月日、70受検等年月日、71認知機能検査年月日、72検査場所、73検査番号、74検査得点、75検査結果、76検査種別、77検査種類、78高齢者講習済年月日、79実車指導結果、80講習分類、81講習種別、82講習種類、83運転技能検査年月日、84運転技能検査得点、85免許の申請年月日、86免許の申請区分、87質問票等回答年月日、88質問票等回答内容、89虚偽記載判明年月日、90虚偽記載の有無、91運転経歴証明書番号、92運転経歴証明書交付年月日、93運転経歴区分、94顔写真、95免許情報記録の番号、96特定免許情報の記録年月日、97免許情報記録の書換え年月日、98免許情報記録の抹消年月日、99運転経歴情報記録の番号、100運転経歴情報の記録年月日、101失効確認日時、102免許証返納年月日、103免許証追加交付年月日、104住所変更ワンストップサービス等の同意申請年月日、105住所変更ワンストップサービス等の同意項目、106住所変更ワンストップサービス等の同意有効期間の末日、107住所変更ワンストップサービス等の同意公安委員会名、108受理番号、109住所変更ワンストップサービス等の登録日時、110署名用電子証明書提供年月日、111署名用電子証明書発行番号、112署名用電子証明書発行番号登録年月日、113マイナポータル連携実施日、114オンライン講習区分、115来場登録日、116更新完了日、117受講完了区分、118動画視聴公安委員会、119受講完了日時、120顔画像（オンライン講習）、121撮影時点、122撮影日時、123顔照合結果 | |
| 記録範囲 | １現に運転免許を受けている者  ２運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは５年７月間、違反行為等をしたものは最大15年６月間（ただし、平成18年８月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は６月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。  ３被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。  ４死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは３年間、違反行為等をしたものは13年間。  ５免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後３年間。  ６無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は６月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。  ７運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年３月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。 | |
| 記録情報の収集方法 | 運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査、運転技能検査の受検及び警察庁からの通知 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む　　　含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 有（警察庁及び自動車安全運転センター群馬県事務所）　無 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）群馬県警察本部警務部広報広聴課 | |
| （所在地）〒３７１－８５７０  　　　　　群馬県前橋市大手町１－１－１ | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | １、４及び５の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第１項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第１項又は同法第104条の４第７項及び同施行規則第30条の12第１項による。 | |
| 個人情報ファイルの種別 | 法第60条第２項第１号  　（電算処理ファイル） | 法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル  有　無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当　　　非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 |  | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 |  | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 |  | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 |  | |
| 備　　　考 |  | |